

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 5月25日

近畿地方整備局

福井河川国道事務所長 三輪 準二

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、北陸自動車道南条SAスマートICの社会実験にあたり、社会実験用ETC機器の設置検討など社会実験のシステム設計、評価等、社会実験の計画策定を行うものであり、業務の実施にあたっては、ETCシステムに熟知し高度な技術力を有するとともに、スマートIC社会実験やスマートICの設計・評価等について高度な専門知識と豊富な経験を有し、かつ、幅広い行政分野に亘る情報収集能力・技術的検討能力が必要であることから、(財)道路新産業開発機構(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 平成19年度南条SAスマートIC社会実験計画策定業務

(2)業務内容 社会実験システムの設計
社会実験システムの評価

(3)履行期限 平成20年 3月31日

3. 業務目的

本業務については、北陸自動車道南条SAスマートICの社会実験にあたり、社会実験用ETC機器の設置検討など社会実験のシステム設計、評価等社会実験の計画策定を行うを行うことを目的としている。

4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

ETCシステムに熟知し高度な技術力を有するとともに、スマートIC社会実験、スマートICについて高度な専門知識と豊富な実績を有し、かつ総合的評価能力を有すること。

3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

4) 守秘性に関する要件

- ・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ・ 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

5) 業務執行体制に関する要件

近畿地方整備局管内に本・支社（店）または営業所があること。

- ・ スマートＩＣに係わる設備・システムに関する知識を有している技術者を配置していること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・ 同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した社会実験におけるスマートＩＣ機器の設置計画の立案及びスマートＩＣ機器の管理運営に関する業務
- ・ 類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市、高速道路株式会社が発注した社会実験におけるスマートＩＣ機器の設置計画の立案及びスマートＩＣ機器の管理運営に関する業務

7) その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件

災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 技術士（総合技術監理部門）の場合には、建設部門の選択科目により取得したもの。
- イ) 技術士（建設部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで上記部門に4年以上従事し、かつ同種業務の実績を有する者
- ウ) R C C Mの場合には、同種業務の実績を有する者
- エ) 第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士及び第一級陸上特殊無線技士を有する者。
- オ) 技術士で10年以上の実務実績を持ち本業務に精通した知識を有する者。
- カ) 国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

・ 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- 同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した社会実験におけるスマートＩＣ機器の設置計画の立案及びスマートＩＣ機器の管理運営に関する業務
- 類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市、高速道路株式会社が発注した社会実験におけるスマートＩＣ機器の設置計画の立案及びスマートＩＣ機器の管理運営に関する業務

5. 手続等

(1)担当部局

〒918-8015 福井県福井市花堂南2-14-7

国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所経理課契約係

電話：0776-35-2661（代）（内線224） FAX：0776-35-2955

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年 5月25日から平成19年 6月14日まで

（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで）

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成19年 6月14日16時00分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3)当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年 7月5日 16:00

(4)近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5)詳細は説明書による。